

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電
事業 更新計画 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和5年 7 月 3 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業 更新計画 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、岩手県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年 5月30日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年 8月21日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成30年 8月28日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成31年 1月 8日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成31年 3月14日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	令和 元年 6月13日
経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出	令和 元年 7月 3日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 3年 1月15日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3年 3月17日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	令和 3年 7月13日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 3年 8月24日
経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出	令和 3年 9月30日

<環境影響評価書>

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和 5年 6月 8日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和 5年 7月 3日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福田
電話03-3501-1742(直通)